令和５年６月改正

警報発令と事業の中止について

大雨警報
洪水警報
暴風警報
大雨特別警報
暴風特別警報

尼崎市

※上記のいずれか１つでも
発令されているとき

午前８時に発令されている場合
午前中の事業を

午前 10 時に発令されている場合
午後の事業を

午後３時に発令されている場合
夜間の事業を　　**中止**します

★センター事業実施中に上記警報が発令された場合

・できるだけ速やかに事業を終了します。
・リフトバス運行は状況をみて判断します。

★貸室について

・基本的に貸室団体の判断となります。

★その他のお願い

・センターへの問い合わせは午前９時以降でお願いします。
また、電話が混みあうこともありますのでご了承ください。
・事業中止等の連絡を LINE でもお知らせします。（午前９時以降）
事前のご登録をおすすめします。



LINE

尼崎市立身体障害者福祉センター

電話　06−6423−0015

FAX　06−6423−0054